

(様 式)

産学官連携戦略展開事業（戦略展開プログラム）構想等調書

1. 応募者

・機 関 名 称 :	国立大学法人 北海道大学
・機関の長（職・氏名） :	総長 佐伯 浩
・事業実施組織名称 :	知財・産学連携本部
・調書責任者	
所 属 :	知財・産学連携本部
役職・氏名 :	教授・知的財産部長 内海 潤

2. 事業計画の審査区分

審査区分	①国際	②特色					③基盤
		特定分野	事業化	地域	大学等間連携	人材育成	
	○						

3. これまでの主な取組と現況

① 知的財産の創出・管理・活用の体制整備

本学の「知財・産学連携本部」（以下「本部」という）は、平成19年10月に知的財産本部と創成科学共同研究機構リエゾン部を統合して発足し、連携推進部、知的財産部、事業化推進部の3部体制とすることで、発明創出（発掘）から知財管理、知財活用までワンストップ・サービスで行っている。実務を担う知的財産マネージャー（4名＋NEDOフェロー及び部局派遣2名）は、発明案件に応じて横断的に3部で活動している。このような発明発掘から活用までを同一担当者が行うことで、発明者（大学研究者）の評判も良く、マネージャーの「目利き」能力も着実に向上している。発明実績の年間概数は、発明相談は300件、国内特許出願200件、外国特許出願40件である。国際的な産学官連携に対しては、知的財産部を主体として3部が連携し、国際ライセンスと共同研究実施を出口として基盤整備を続けてきた。学外支援者として、在米の日本人専門家（弁護士1名、弁理士1名、コンサルタント1名）、在独の欧州弁理士1名、在英の知財流通コンサルタント1名がいる。案件に応じて適宜相談できるほか、少なくとも年間1回は知的財産マネージャーが欧米で行うライセンスや情報収集活動で現地サポートを受けている。

② 利益相反マネジメントの体制整備

平成16年11月に利益相反マネジメントポリシーを策定し、利益相反マネジメント室を設置した。利益相反の恐れのある事案の審査のためには、学外の有識者や各分野の専門家による利益相反審査会を設置し、社会に対する説明責任を果たす仕組みをつくった。現在のところ、特別の利益相反事例はなく、主に教員の大学発ベンチャー企業役員兼業の妥当性について、適宜相談対応している。

③ 秘密保持体制の整備（意図せざる技術流出の防止など）

共同研究や学外との情報交換には秘密保持体制を強化して対応している。守秘義務契約の雛形（日本語、英語）を整備し、国内外の本部案件で徹底しているほか、各部局の案件でも広く利用されている。個別事案にも本部が積極的に指導、助言を行っている。特に企業との共同会議では守秘義務書を用意して出席者全員のサインをもらうことを徹底している。また、年1、2回の全学向け知財セ

ミナーと学内講習会（「知財キャラバン」と称する）をこれまでに19回（H16－H19の4年間累計）開催し、継続的な情報管理指導を行っている。

④ その他全般に産学連携関連の紛争への対応（予防対応も含む）

契約等の手続きの不備から起きるトラブルを本部が主体的に企業と折衝して解決してきている。

【事例1】共同研究に加わった大学院生が就職して、その後研究成果が就職先企業から単独特許出願された。発明の帰属が問題となったが、本部の調整で解決した。

【事例2】企業との共同研究成果が企業から無断単独特許出願された（冒認出願の可能性）。交渉の結果、事後手続きで共同出願として解決した。

【事例3】研究者が米国留学時に実施した発明を米国大学が特許出願した。発明者の認定について米国代理人と共同で合意に至った。

⑤ その他特筆すべき取組み

先行技術調査については、知的財産マネージャーが行う他、知財人材養成の一環として、大学院生やポスドクに調査活動を委嘱する「知的財産リサーチャー制度」を創設してある。国際技術調査では、語学にも秀でている者が「国際知的財産リサーチャー」として、外国技術文献の調査等を行っている。平成19年度は知的財産リサーチャー9名、国際知的財産リサーチャー6名が委嘱された。また毎年、知的財産部長や知的財産マネージャーが非常勤講師となり、工学系、理学系、薬学系、法学系大学院で実践的知財講義も担当している。

⑥ 輸出入管理規制対応などの国際連携関連の体制整備

研究成果有体物の提供に伴う輸出入管理規制対応について、学内向けの対応マニュアル（北海道経済産業局協力）を平成19年12月に作成して教員等に配布を行い、これまでに事例3件に対応した。また、輸出入管理規制の他、生物多様性条約に係るマテリアル等の日本国内への持込や、研究成果有体物授受に係る契約（MTA）について、学内研修会も平成19年度に2回行い、学内周知の徹底に努めている。平成18年度には学外専門家を招いたが、平成19年度からは自主的に研修会を開催できるレベルになっている。規定制定に向け準備中。

4. 産学官連携戦略

○「総括」

総合大学ならびに地域基幹大学として、国際連携の高度化及び広域化に対応する。推進する戦略は次の3つのポイントである。

- ・ 北大の研究活動を広く国際的なニーズにマッチした産学官連携活動につなげ、世界に通用する価値の創造と人類社会への還元を行う。
- ・ グローバルなネットワークを構築し、活動の領域と多様性を広げ、連携活動を深化させる。
- ・ 国際連携活動を推進するために、人材交流、情報交換、知財や契約等の実務基盤をさらに整備し、地域の窓口機能も含めて、国際的活動を継続できる知財人材の養成と育成を行う。

①「産学官連携戦略」に関すること。

国際産学官連携のための次の実効性のある3つの戦略を策定し、持続的に実施していく。

- ・ 研究戦略：北大のシーズ技術と知識を、より国際ニーズにマッチするように広く情報収集を行い、先端技術の創出と課題解決のための共同研究を提携機関に提案していく。
- ・ ネットワーク戦略：共同研究パートナーや研究成果の活用先の多様化と拡大を行うために、外国大学や外国地域リエゾン、提携事務所等の海外ネットワークを拡充する。
- ・ 知財戦略：研究領域毎に知財の創出と活用の考え方が若干異なるため（ナノテク・素材＝基本特許、ライフサイエンス＝上流特許、IT＝応用特許）、分野毎の特許取得方針を整理する。特許出願は活用が見通しがある「質」の高い発明に絞り、年間発明相談300件に対して国内出願は150件（共同：単独＝2:1）程度に絞り、外国出願は20件以内にする。産学官連携の大学の役割として基本特許を重視する。

②戦略達成のための「マネジメント」に関すること。

- ・ 研究戦略に対して：大学研究者（教員、大学院生等）の研究テーマ設定と研究進捗に対して国際ニーズを知るための支援とコンサルテーションを進める。
- ・ ネットワーク戦略に対して：欧米とアジアに本学の産学官連携活動を支援してくれる提携

機関と特許法律事務所を拡充し、現地の大学やリエゾンとの調整も委嘱して実効性を高める。また、本学から留学する研究者や本学にいる外国人留学生にも国際連携教育行い、人的ネットワークの拡大を図る。

- ・ 知財戦略に対して：大学研究が国際的に認められるためには、何よりもまずレベルアップが求められる。このため、大学シーズを知的財産の側面から高度な国際品質へ育成すべくコンサルティング（広い権利化、排他権の強化等）を本部と顧問弁理士が連携して行う。
- ・ 財務戦略について：主にロイヤルティ収入と共同研究の間接経費の増大で産学官連携費用の自主財源の確保を図っていく。
- ・ 人材戦略について：上述した人的ネットワークの拡大と若手マネージャーのコンサルティング等のOJTを通じた人材育成により、継続的な知財人材の確保を行い、産学官連携活動の持続的発展に資する。
- ・ 事業終了後の運営について：上記の自主財源の確保と持続的な人材確保で、事業終了後も運営できる体制をつくる。実務機能の維持については下記の「国際戦略ユニット」の設置で専門的な業務スキルとノウハウを磨く。

③戦略達成のためにあるべき「体制」に関すること。（体制図は「8. 戦略達成のための体制」に記載）

本学では、産学官連携と知財の一元化管理のために、3部体制（連携推進部、知的財産部、事業化推進部）で、平成19年度に実施された「特色ある国際的な産学官連携の推進機能支援プログラム」を実施してきた。この活動に対する評価（科学技術・学術審議会評価委員会）では、「（国際連携活動の）持続性の確立」、「国際産学連携の組織、人材、戦略の一層の強化」、「学内人材の養成の強化」等の課題を指摘いただいた。

新計画では、これらの課題を解決する体制で臨む方針である。すなわち、課題解決の要である人的能力と組織行動力を強化するために、新たに国際業務経験者を採用して「国際戦略ユニット」を組織する。ここを中心に戦略的な業務を推進し、確立した手法と実務スキルを現行体制に根付かせていく。同ユニットは、国際的な知財、契約、外国の法規制等に精通した人材・専門家・経験者によるタスクフォースとして構成する。

5. 事業計画

① 目標」に関すること。

- ・平成20年度中に国際産学官連携ポリシーとアクションプランを策定する。
- ・国際連携を進めるために、北大シーズを国際的ニーズにマッチさせる支援と世界に発信する仕組みを強化する。
- ・大学シーズの知財的ブラッシュアップを図り、特に国際出願は産業利用性の高い発明に絞る。
- ・外国と共同・受託研究の着実な増加を目指す。

②目標達成のための「戦略・マネジメント」に関すること。

- ・ 北大のシーズを国際的にマッチさせる：国際的なニーズにマッチさせるために、技術調査や情報収集によりシーズの知財的強化（世界市場調査と特許マップ作成等）を図る。
- ・ 海外ネットワークを拡充する：現行の大学間交流協定（15カ国1地域、45協定）に加えて、G8北海道洞爺湖サミット（2008年7月）直前のG8大学サミット（幹事校：北大）に参画する世界19大学とも提携し、ネットワークを強化する。海外現地代理人事務所とも契約する。
- ・ 国際人的交流を促進する：外国より国際連携関係者を招いて国際セミナーを定期的で開催し、人的交流の促進を図る。北大が地域の連携窓口となり、国際的産学官連携ネットワークの一員としてのポジションを確立する。
- ・ COEなどの産学連携を推進する：北大単独並びにオール北海道（札幌医大・旭川医大連携など）の大型国家プロジェクト（知的クラスター創成事業、臨床橋渡し研究拠点形成支援プログラム、グローバルCOE等）を国際連携に向けて展開する。欧州で提携可能性調査も昨年度に実施した。
- ・ 組織拡充で積極展開を行う：国際産学官連携のタスクフォースである「国際戦略ユニット」と我が国から国際交流しやすい東京支部を活用して一層の活動の強化を図る。

③目標達成のために必要な「活動の特色」に関すること。

- ・ 本学国際戦略本部強化事業と連携する：文部科学省事業である本学事業（「持続可能な開

発」国際戦略）とリンクして、産学官連携関係には本部が積極的に関与していく。

- ・ 北大の研究シーズの発信機能を強化する：英文のホームページ拡充、シーズ紹介資料の整備を行う。また、産学官連携分野の国際会議や国際フェアで北大シーズの発表を広く行う。
- ・ 国際法務機能を強化する：国際法務・コンプライアンス対応を強化するために、現行の顧問弁護士の協力に加えて、「国際戦略ユニット」に法務担当者を配置し、機能強化する。
- ・ 渡航者・留学生へ国際連携研修を実施する：海外へ留学する教官・学生と本学の外国人留学生（76カ国、840名）対象にした国際連携のための研修会を実施し、国際人的ネットワークの裾野の拡大を図る。
- ・ 活動持続性ための人材を養成する：若手知財マネージャーを中心にOJTで欧米とアジアで現地業務・現地交流を実施する。また、国際知財リサーチャーの活動を通して国際連携分野に参画する若手人材の教育を行っていく。

④目標達成のためにあるべき「体制」に関すること。（体制図は「8. 戦略達成のための体制」に記載）

- ・ 学内体制：国際連携タスクフォースとして、新規経験者採用による「国際戦略ユニット」を編成し、連携手続き、知財管理、ライセンス契約等の専門業務に対応する。これを牽引車として、本部並びに学内組織の一層の国際活動の展開を図る。また、契約業務、面談、情報交換のために東京支部の本格活用も行う。
- ・ 学外体制：提携する特許法律事務所を現在の欧州と米国それぞれ1カ所に加え、米国と中国にそれぞれ1カ所の追加を計画中である。また、英国開発公社の支援で包括的な日英連携も検討中である。

⑤国際的な産学官連携活動についての事業期間終了後の「将来像」に関すること。

「国際戦略ユニット」と事業全体を通じて整備された機能（調査分析、国際連携コーディネーション、法務対応、特許ライセンス、人材養成機能等）を学内組織に移植する。これにより、国際連携業務を自立的して継続的に実行し、国際的な産学官連携ネットワークの一員となることを目指す。

6. 事業計画の年度別計画

〔事業内容〕

年 度	事業内容
平成20年度	<p>① 目標 総合的な国際産学官連携活動体制の強化を開始。海外共同・受託研究件数3件。</p> <p>② 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「国際産学官連携ポリシー」とアクションプラン詳細を策定。 ・ タスクフォースの「国際戦略ユニット」(International Strategic Unit: ISU)設置。 ・ 国際連携業務マニュアル集の策定、シーズ国際化支援の調査活動開始。 ・ 国際提携機関の訪問、ホームページ新装。G8大学サミットでネットワーク拡大。 ・ 海外から講師を招いた国際産学官連携セミナーの開催。
平成21年度	<p>① 目標 外国大学ならびに海外企業との連携の本格化。海外共同・受託件数累計7件。</p> <p>② 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ISUの活動を軌道に乗せ、ライセンス活動、連携提案を本格実施。東京支部強化 ・ 学内シーズ（大型プロジェクトの研究成果等）の海外提携・導出。 ・ 若手知財マネージャーの海外機関派遣OJTならびに研修開始。 ・ 留学生、派遣教員等に対する国際連携研修開始。研修プランや教材を作成。 ・ 海外から講師を招いた国際産学官連携セミナーの継続実施。
平成22年度	<p>① 目標 外国大学・企業との提携の本格化。海外共同・受託件数累計15件。</p> <p>② 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ISU、東京支部の活動の定着化。海外ライセンス、国際連携案件の着実な増加。 ・ 若手知財マネージャーの海外機関派遣OJTならびに研修継続。 ・ 欧米、アジアの大学との産学官連携プログラムの開始（共同・受託研究等）。 ・ 道内大学、北海道地域研究機関の国際連携案件支援開始。 ・ 海外から講師を招いた国際産学官連携セミナーの継続実施。
平成23年度	<p>① 目標 国際産学官連携体制の確立と活動の完全定着化。海外共同・受託件数累計25件。</p> <p>② 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ISU、東京支部の活動の定着化。海外ライセンス、国際連携案件の着実な増加。 ・ 若手知財マネージャーの海外機関派遣OJTならびに研修継続。 ・ 欧米、アジアの大学との産学官連携プログラムの開始（共同・受託研究等）。 ・ 道内大学、北海道地域研究機関の国際連携案件支援開始。 ・ 海外から講師を招いた国際産学官連携セミナーの継続実施。
平成24年度	<p>① 目標 国際産学官連携体制の確立と活動の完全定着化。海外共同・受託件数累計35件。</p> <p>② 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海外ライセンス、国際連携案件の着実な増加と連携成果の収穫。 ・ 海外研修、国際シンポジウム開催、国際連携セミナー等を継続実施。 ・ 国際産学連携機能の学内必須機能と学外支援機能を整理し、シームレスな活動のための諸課題を抽出し、今後の発展のための次期プランを策定する。 ・ 北海道地域の国際産学官連携活動の定着のための地元自治体との共同プログラムを策定し、着手する。

6. 事業計画の年度別計画

〔数値目標〕

①発明状況

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
発明届出件数	300件	300件	300件	300件	300件

②特許取得及び管理状況

特許権（国内）	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
出願件数	150件	150件	150件	150件	150件
登録（権利化）件数	10件	15件	20件	25件	30件
保有件数	57件	70件	85件	105件	130件

③特許権（国内）のライセンス等収入

実施許諾・譲渡	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
件数	70件	80件	90件	100件	100件
件数（TLO経由）	5件	5件	10件	10件	10件
収入額	15,000千円	17,500千円	20,000千円	25,000千円	30,000千円
収入額（TLO経由）	3,000千円	3,000千円	4,000千円	4,000千円	5,000千円

④共同研究（国内）受入実績

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
受入件数	400件	420件	450件	450件	450件
受入額	950,000千円	1,000,000千円	1,200,000千円	1,400,000千円	1,600,000千円

⑤受託研究（国内）受入実績

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
受入件数	500件	520件	520件	520件	520件
受入額	6,300,000千円	6,500,000千円	6,700,000千円	6,900,000千円	7,100,000千円

⑥その他特色ある知的財産活動

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
外国大学と共同研究	2件	4件	6件	8件	8件
外国企業と共同研究	3件	5件	5件	6件	7件
外国企業の受託研究	2件	4件	4件	5件	5件
外国機関へ実施許諾	2件	4件	6件	8件	8件
海外OJT研修受講者	4人	4人	6人	6人	6人
国際フェア発表数	2件	4件	4件	4件	4件
知財関係セミナー数	4件	6件	6件	6件	6件
留学生研修受講者	50人	100人	200人	200人	200人
大学院生知財受講者	300人	400人	400人	500人	500人
リサーチツール特許	20件	30件	30件	30件	30件
北大ブランド使用	7件	8件	10件	10件	10件

【応募機関名称：国立大学法人 北海道大学】

7. 資金等計画

①総表

(単位：百万円)

		19年度(実績)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
大学等の総予算		91,592	91,175	86,240	85,834	85,432	85,034
産学官連携戦略全体金額		294	368	360	363	368	373
産学官連携経費割合		0.32%	0.40%	0.42%	0.42%	0.43%	0.44%
事業計画分		73	82	82	82	82	82
補助・支援事業 J S T 特許支援事業		49	30	20	20	20	20
自己負担分 (財源)	間接経費等	110	185	185	185	185	185
	実施料等収入	14	15	17	20	25	30
	その他	48	56	56	56	56	56
	計	172	256	258	261	266	271
	(うち国内出願等経費)	23	20	20	20	20	20
	(うち外国出願等経費)	59	60	62	65	70	75
	負担割合	58.5%	70.0%	71.7%	71.9%	72.3%	72.7%

②その他（産学官連携人材の派遣・配置）

(単位：人)

	19年度(実績)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
・文部科学省産学官連携コ ーディネーター	1	1 ^(*1)				
・NEDOフェロ	1	1 ^(*2)				

*1：提案中

*2：提案予定

【応募機関名称：国立大学法人 北海道大学】

7. 資金等計画

③ 20年度事業計画の経費内訳

(単位：千円)

平成20年度（7月から翌年3月まで。）			
費目	種別	委託費の額	備考（消費税対象額を記載）
設備備品費		0	
人件費	業務担当職員	20,498	
	補助者	13,747	
	社会保険料等事業主負担分	4,581	
	計	38,826	消費税対象額 38,331
業務実施費	消耗品費	823	
	国内旅費	5,742	
	外国旅費	11,181	消費税対象額 9,996
	外国人等招へい旅費	2,765	消費税対象額 2,645
	諸謝金	363	
	雑役務費	11,262	
	印刷製本費	962	
	消費税相当額	2,549	
	計	35,647	
一般管理費		7,447	
合計		81,920	

8. 戦略達成のための体制

〔応募機関の体制図〕

応募機関における産学官連携組織の責任者

氏名： 岡田 尚武

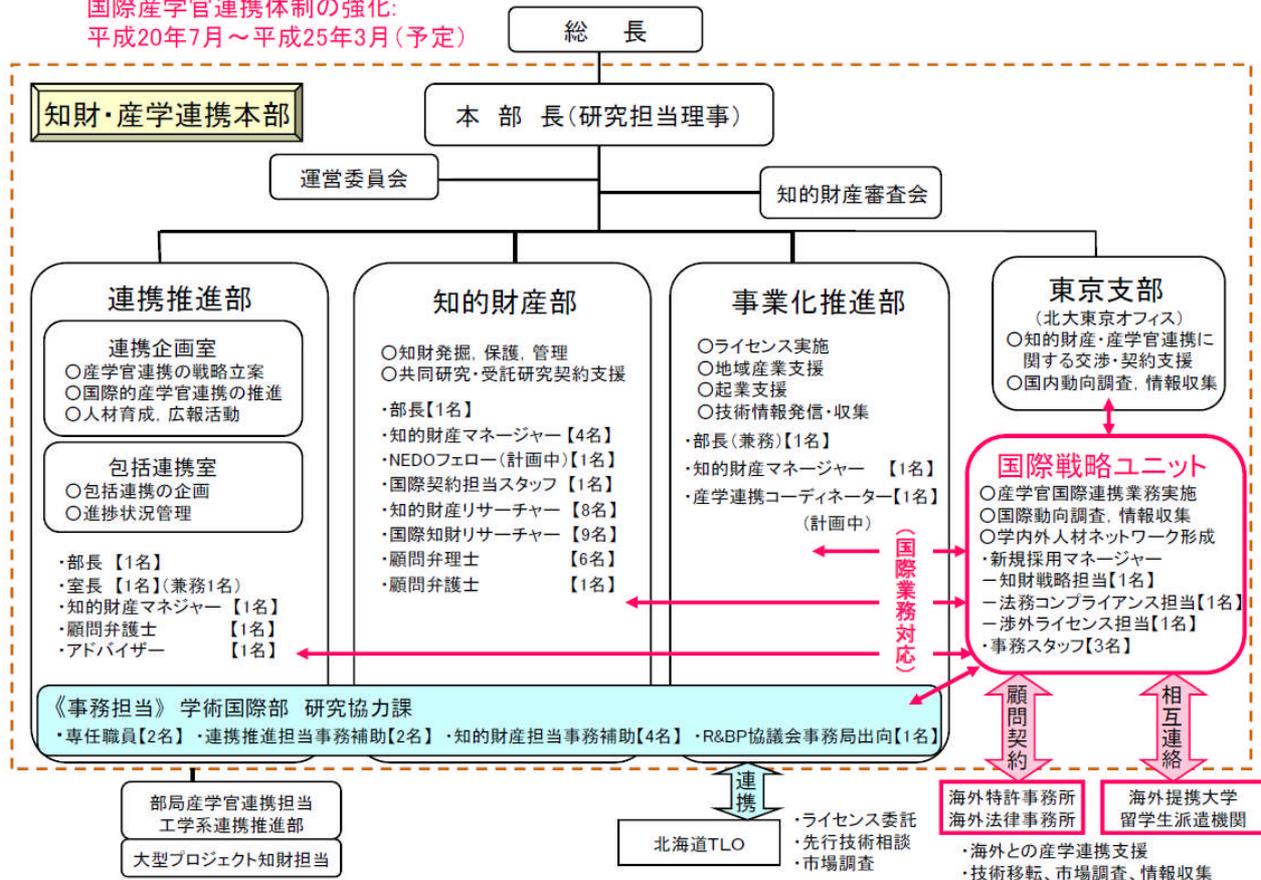
役職： 理事・副学長、知財・産学連携本部長

(体制図)

図1: 「国際戦略ユニット」設置による

北海道大学知財・産学連携本部体制図

国際産学官連携体制の強化:
平成20年7月～平成25年3月(予定)



【図の説明】

図1: 「国際戦略ユニット」設置による国際産学官連携体制の強化

国際的産学官連携の整備体制を強化するために、タクスフォースとして「国際戦略ユニット」を新設する。このユニットが国際化業務を中心的に行い、現行組織の3事業部（「連携推進部」、「知的財産部」、「事業化推進部」）と調整しながら、全体として国内外対応業務を遂行する。東京支部も国際連携活動に積極的に活用し、東京における外国大学や外国企業との連携相談や情報交換等を行う。国際戦略ユニットの要員は、専門性の高い実務経験者を当てることを原則とし、マネージャークラスは新たに学内外から採用する。活動のネットワークとなる海外特許事務所、海外法律事務所、海外提携大学等は、本事業開始後はいずれも増加する計画で、国際連携業務の活動拠点とするほか、人材養成のための海外拠点としても活用する。

【応募機関名称：国立大学法人 北海道大学】

9. 機関の概要

①本部所在地：

北海道札幌市北区北8条西5丁目

②機関の組織の概略：

北海道大学は、大学院に重点を置く基幹総合大学であり、その起源は日本最初の近代的大学として1876年に設立された札幌農学校に遡る。爾来、帝国大学を経て新制大学に至る長い歴史のなかで、「フロンティア精神」、「国際性の涵養」、「全人教育」及び「実学の重視」という教育研究に関わる基本理念を掲げ、培ってきた。北海道大学は、19の学部・大学院、3の附置研究所、20の研究センター等関連組織に教員を配し、学生数約12,000名、教職員数約4,000名で構成されている。

平成19年度現在、「21世紀COEプログラム」8件、特色ある各種プログラム13件を実施中で、大学発ベンチャーは38社となっている。

③学部等・教員数：

学部等名	教員数					キャンパスの所在地
	教授	准教授	講師	助教	助手	
文学研究科	53名	44名	名	17名	名	
法学研究科	37	12	3	10	6	
経済学研究科	25	18	1		2	
医学部	33	15	3	26	1	
医学研究科	45	28	8	50	5	
歯学研究科	18	19	1	53		
工学研究科	100	96	2	80	3	
獣医学研究科	17	18	1	9		
情報科学研究科	39	38		24		
水産学部	1	3		5		北海道函館市
水産科学研究院	36	31	1	10		〃
地球環境科学研究院	23	25		8	1	
理学研究院	74	64	11	40		
薬学研究院	14	12	2	22	3	
農学研究院	48	44	6	38		
先端生命科学研究院	17	10		6		
教育学研究院	18	16		7	1	
メディア・コミュニケーション研究院	28	26	1	2	1	
公共政策学連携研究部	15	4				
低温科学研究所	14	12	2	20		
電子科学研究所	16	12	1	15		
遺伝子病制御研究所	10	12		11		

【応募機関名称：国立大学法人 北海道大学】

大学病院	4	13	57	111	1	
触媒化学研究センタ	7	5		6		
スラブ研究センタ-	9	2	1		2	
情報基盤センター	7	5		3		
アイソトープ研究 センター	1					
機器分析センター		1				
留学生センター	3	6				
高等教育機能開発 総合センター	7	2				
総合博物館	3	3		3		
量子集積エレクトロ ニクス研究センター	3	3				
北方生物圏フィール ド科学センター	15	14		14		
エネルギー変換マテ リアル研究センター	4	3		2		
創成科学共同研究 機構	4	4	1	3	1	
人獣共通感染症リ サーチセンター	5	3	2			
大学文書館				1		
観光学高等教育セ ンター	3	1				
アイヌ・先住民研 究センター				1		
社会科学実験研究 センター				1		
保健管理センター	1		2			
知財・産学連携本部	2					
	計 759名	計 624名	計 106名	計 598名	計 27名	合計 2,114名

【応募機関名称：国立大学法人 北海道大学】

④キャッシュフロー計算書又は資金収支計算書（平成18年度）：

（平成18年4月1日～平成19年3月31日）

（単位：百万円）

I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
原材料、商品又はサービスの購入による支出	△ 24,662
人件費支出	△ 44,769
立替金の増加支出	△ 87
その他の業務支出	△ 3,095
運営費交付金収入	42,891
授業料収入	8,551
入学金収入	1,330
検定料収入	305
附属病院収入	20,608
受託研究収入	6,922
受託事業収入	113
補助金等収入	477
寄附金収入	2,545
預り金の減少	△ 12
研究関連等収入	1,007
預り科学研究費補助金等の増加	240
その他収入	648
業務活動によるキャッシュ・フロー	13,017
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	△ 1,465
定期預金設定による支出	△ 85,714
定期預金解約による収入	81,176
有形固定資産の取得による支出	△ 4,634
有形固定資産の除却による支出	△ 99
無形固定資産の取得による支出	△ 186
無形固定資産の売却による収入	4
施設費による収入	1,747
小計	△ 9,172
利息及び配当金の受取額	51
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 9,120
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
財務経営センター債務負担金の返済による支出	△ 3,621
ファイナンスリース債務の返済による支出	△ 1,705
小計	△ 5,327
利息の支払額	△ 1,285
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 6,612
IV 資金に係る換算差額	—
V 資金減少額	△ 2,715
VI 資金期首残高	7,496
VII 資金期末残高	4,780

【応募機関名称：国立大学法人 北海道大学】

10. 「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」（平成15年7月知的財産戦略本部決定）への対応状況等について

①大学知的財産本部とTLOが連携し各種方針・
ルールの策定等の機能強化を図る。

■ 対応済 □ 対応できていない

知財本部とTLOの役割分担と連携方針は定められており、TLOにはライセンス業務を担当。

⑥各大学の創意工夫に基づく特色ある大学知的財産本部の整備・充実・強化を図る。

■ 対応済 □ 対応できていない

一律的な整備ではなく、北大の特徴である「基礎研究が多いこと」、「ライフサイエンス研究が多いこと」などを考慮した本部の整備と強化に対応している。

②社会貢献が研究者の責務であることを大学等において明確に位置付ける。

■ 対応済 □ 対応できていない

北海道大学産学官連携ポリシーにおいて明確に位置づけてある。また毎年の大学主催の知財研修会でも、その旨を説明している。

⑦知的財産の創出・保護・活用に関する基本的考え方を確立する。

■ 対応済 □ 対応できていない

本部スタッフならびに発明者や学内研修受講者に対して、知財に関する基本的な考え方は共有されており、確立されている。

③研究者の業績評価は研究論文等と並んで知的財産を重視する。

■ 対応済 □ 対応できていない

大学の研究者要覧でも研究論文と並んで知財取得を明確に業績評価に加えてある。

⑧産学官連携と知的財産管理機能を集中し産業界からみた窓口の明確化を進める。

■ 対応済 □ 対応できていない

大学全体の総合窓口として「連携推進部」に一本化されている。産業界が部局にコンタクトした場合には、定型案件では部局が、総合案件では「連携推進部」が対応している。

④透明性・公正性に配慮した評価システムを構築し学内に周知する。

■ 対応済 □ 対応できていない

知財の取り扱いに関わる知的財産審査会、利益相反に関わる利益相反審査会など、産学官連携に関する評価システムを構築済みであり、透明性・公正性に十分配慮されている。

⑨知的財産の機関一元管理を原則とした体制を整備する。

■ 対応済 □ 対応できていない

平成19年10月に「知財・産学連携本部」として、知財管理の機関一元管理体制ができた。

⑤発明に関する権利を承継し実施料収入を得た場合の発明者個人に還元すべき金額の支払ルールを明確化する。

■ 対応済 □ 対応できていない

学内規定で、大学が得た特許実施料収入は発明者個人にも還元されることと還元率が明確に規定されている。

⑩特許出願しない発明の研究者への還元や自らの発明を異動先で研究継続できるような柔軟な措置を講じる。

■ 対応済 □ 対応できていない

特許出願できる発明と、できない発明の根拠を研究者には適宜説明している。また、大学帰属とならずに個人あるいは企業で出願できるケースや異動先での研究継続など、柔軟に対応している。

⑪産学官連携ルール（営業秘密、共同研究による知的財産の帰属等）や契約書の雛形などを整備し外部に公表する。

■ 対応済 □ 対応できていない

産学官連携ルールと契約書（共同研究、受託研究、特許共同出願等）の雛形が整備済みで外部に公表している。

⑫企業と大学等の協議結果を踏まえた共同・受託研究契約の締結ができるよう柔軟性を確保する。

■ 対応済 □ 対応できていない

企業に対しては、事業形態、事業規模、連携関係、ベンチャーの有無など、研究成果が最も生み出されやすく、かつ活用しやすいように契約条件は柔軟に対応している。

⑬起業する研究者の求めに応じた権利の移転や実施権の設定を可能とする柔軟なルールを整備する。

■ 対応済 □ 対応できていない

起業化の負担にならず、かつ優先実施権の確保や事業の黒字化までの実施料の免除など、起業化を支援するポリシーで柔軟な対応をルール化している。

⑭研究マテリアルの移転条件や移転手続きを定めたルールの周知を図り、使用の円滑化を図る。

■ 対応済 □ 対応できていない

国内外の研究マテリアルの移転や譲渡に対応できるMTAを整備済みで、十分に対応済みである。

⑮発明者の明確化、共同研究成果の明確化等に資する研究ノートの記載・管理方法について研究・教育を実施し研究ノートの使用を奨励する。

■ 対応済 □ 対応できていない

学内教育と研修で発明の根拠化できる研究ノートの使用を奨励している。また、発明時には速やかに研究グループに発明者の特定と寄与率の明確化の対応を実施している。

11. 現状に関するデータ

①発明状況

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
発明届出件数	224件	315件	309件	299件	279件

②特許取得及び管理状況

特許権（国内）	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
出願件数		192件	222件	210件	179件
登録（権利化）件数		5件	6件	10件	8件
保有件数		29件	33件	41件	49件

③特許権（国内）のライセンス等収入

実施許諾・譲渡	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
件数		3件	60件	70件	67件
件数（TLO経由）		0件	1件	3件	3件
収入額		42千円	23,820千円	11,284千円	14,025千円
収入額（TLO経由）		0千円	417千円	103千円	337千円

④共同研究（国内）受入実績

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
受入件数	203件	259件	347件	362件	378件
受入額	460,336千円	540,520千円	763,190千円	869,960千円	907,410千円

⑤受託研究（国内）受入実績

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
受入件数	348件	370件	424件	454件	486件
受入額	3,006,781 千円	3,480,750 千円	4,766,277 千円	5,671,741 千円	6,072,570 千円

⑥その他特色ある知的財産活動

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
北大著作権使用	(17年度合算)	(17年度合算)	2件/ 137千円	2件/ 250千円	5件/ 495千円
北大商標権使用	(17年度合算)	(17年度合算)	0件/ 0千円	4件/4956千円	4件/ 7630千円
北大ノウハウ使用	(17年度合算)	(17年度合算)	6件/ 735千円	10件/4204千円	1件/ 423千円